

第4節 収容人員の算定

第1 収容人員の算定は、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の規定及び次に定めるところにより算定すること。

第2 共通事項

- 1 従業者の取り扱いは、次によること。
 - (1) 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員及びアルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取り扱わないこと。
 - (2) 交替制勤務制度の場合、従業者の数は、通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
 - (3) 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
 - (4) 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。
 - (5) 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- 2 収容人員を算定するにあつての床面積の取り扱いは、次によること。
 - (1) 単位面積ごとに除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること。
 - (2) 駐車のに供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- 3 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用されているものをいう(ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれているものも含む)。
- 4 長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いす席ごとに算定すること。
- 5 各階の収容人員が不明確である場合は、建築物全体の収容人員を各階の床面積に応じで案分し算定すること。

第3 政令別表第1の各項ごとの取扱い

- 1 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物
 - (1) まず席、大入場等の座り席及び移動いすを使用する部分の客席部分は、その他の部分として0.5㎡で除して算定すること。
 - (2) 立見席については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とすること。
 - (3) 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。
- 2 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

- (1) 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。
- ア ボーリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とすること。
 - イ ビリヤードは、1台につき2人とすること。
 - ウ 麻雀は、1台につき4人とすること。
 - エ パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とすること。
 - オ カラオケルームは、固定いす席の数(長いす席は、当該いす席正面幅を0.5mで除して得た数)を合算すること。
 - カ ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定すること。
 - キ ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数とすること。
 - ク アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とすること。
- (2) ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。
- (3) キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。
- (4) 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。
- (5) 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。
- ア キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
 - イ ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
 - ウ ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
 - エ インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
 - オ 待合、料理店、飲食店等の座敷の部分
 - カ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。
- 3 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
- (1) 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分(便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品置場等は含まれないこと。
- (2) 「飲食又は休憩の用に供する部分」に固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。
- 4 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物
- (1) ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。
- (2) 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。
- (3) 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいう。
- (4) 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

- (5) 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかかなものは、この限りでない。
- (6) 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。
- 5 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物
- (1) 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。
- (2) 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第4-3-1表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。
※竣工後は現住人数によること。

間取り	1K 1DK	1LDK 2K 2DK	2LDK 3K 3DK	3LDK 4K 4DK	1室増すごと に1人増加
居住者の数	1人	2人	3人	4人	

第4-3-1表

- 6 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物
- (1) 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。
- (2) 「病床」とは、収容患者の病床をいい、診察室の診察台、歯科クリニックの治療台は「病床」に含まれないものであること。
- (3) 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。
- (4) 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、3.0㎡ごとに1人と算定すること。
- (5) 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定により、算定すること。
- 7 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物
「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取り扱いは、次によること。
- (1) 入所施設
老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者等を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊させることができる最大の数とすること。
- (2) 通所施設
利用者を通所させる施設は、事業者側が想定している利用者の最大の数とすること。
- 8 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物
「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。
- 9 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物
- (1) 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生の

- 数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。
- (2) 階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。
- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
- イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
- ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- 1 0 政令別表第 1(8)項に掲げる防火対象物
- (1) 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。
- (2) 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。
- 1 1 政令別表第 1(9)項に掲げる防火対象物
- (1) 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサビス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。
- (2) 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。
- 1 2 政令別表第 1(11)項に掲げる防火対象物
- (1) 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を 3 m²で除して得た数とすること。
- (2) 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。
- 1 3 政令別表第 1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物従業者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。
- 1 4 政令別表第 1(15)項に掲げる防火対象物
- (1) 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと(例、銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分)。
- (2) 理容及び美容のためのいすの数、接骨院、整体院等の施術のためのベッドの数及び待合の用に供するいすの数は、収容人員に算定しないこと。
- (3) スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
- (4) モデル住宅については、当該モデル住宅に勤務する従業者の数に 4 (従業者 1 人 + 見学者 3 名) を乗じて得た数により算定すること。
- (5) 放課後児童クラブ(こどもルーム)は、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、児童が使用する部分(便所、洗面所等を除く。)を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。
- (6) 本項の防火対象物となる自転車駐輪場の収容人員は、(13)項の収容人員の算定に準じ従業者の数により算定すること。